

農地を貸したい、借りたい

農地中間管理事業

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

地域農業マスタープランを基本に据え、岩手県農地中間管理機構(機構)の公益社団法人岩手県農業公社が農地の中間的受け皿となり、担い手への農地集積・集約化を図るもので、リタイアや規模を縮小する農業者、農地の相続人等、自分で耕作できない農地を機構へ貸し付け、その農地を機構が担い手へ貸し付けます。



対象になる農地は？

市街化区域以外の農地となります。

機構集積協力金(国)について

機構に農地を貸し付けた農家や地域に対し、岩手県が定めた交付基準に基づき機構集積協力金が交付されます。

機構集積協力金の種類別交付単価表(10a当たり)

| 種類 | 対象者・地域 | 交付要件 | 交付単価 |
|-------------|--------------------------------------|---|--|
| 経営転換 協力金 | ○経営転換する農業者 ○リタイアする農業者 ○農地の相続人等 | 自作農地を機構へ10年以上貸し付け、その農地が機構から担い手に貸し付けられること | 15,000円/10a (上限:1戸当たり 500,000円) |
| 地域集積 協力金 | ○地域農業マスタープランにより、機構に一定割合以上の農地を貸し付けた地域 | 交付対象面積の1割以上が新たに担い手へ集積されること。 ※中山間地域は、最低貸付割合が一般地域の5分の1に緩和されます。 | 機構への貸付割合が 2割超4割以下 10,000円/10a 4割超7割以下 16,000円/10a 7割超 22,000円/10a 中山間地域は交付単価が異なります。 |

※交付単価は令和3年度の農林水産省による予定額です。

※経営転換協力金は、令和4年度より交付単価が10,000円/10a,上限額が250,000円/1戸に減少し、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてののみ、交付対象となる見込みです。

(農地を貸したい) 手続はどうするの？

貸したい人の動き

- ①プラン見直しの話合いに参加し農地利用の方向付けを相談します。
- ①市町村等の相談窓口につながります。
- ②機構から委託を受けた市町村等と期間、賃料等の諸条件を相談し、契約します。
(機構に貸借に係る権利が移動)
- ③受け手が、まとまりのある形で利用できるよう、必要に応じて機構等が条件整備を実施します。

全体の流れ

- 所有者から農地を貸したいという申出
- ▼
- 機構が貸付希望者リストを作成
- ▼
- 機構又は市町村と所有者との交渉(期間、賃料等)
⇒貸借の契約締結
- ▼
- 機構が農地中間管理権を取得
- プラン見直しの話合いにより地域の農地利用の方向付けが
できている場合
- ▼
- ▼
- ▼

メリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間終了後、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。

※年間賃貸料の1%を事務手数料として負担していただきます。

(農地を借りたい) 手続はどうするの？

借りたい人の動き

- ①機構による借受希望者の募集に応募します。(必須)
- ②機構と期間、賃料等の諸条件を相談します。
- ②プラン見直しの話合いに参加し、農地の集積・集約化について相談します。
- ③農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

全体の流れ

- 借受希望者の募集への応募(公募)
- ▼
- 借受希望者リストの公表
- ▼
- 機構と借受希望者との交渉
- ▼
- プラン見直しの話合いにより地域の農地利用の方向付けが
できている場合、市町村は、これを
農用地利用配分計画に農用地利用配分
計画を作成 参考にして作成します。

メリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、機構に一本化され、口座振替で便利です。

※年間賃借料の1%を事務手数料として負担していただきます。